

1 公益通報者保護法とは

勤め先の法令違反を認識した労働者等が、どこへどのような内容の通報を行えば、公益通報として、通報を理由とする解雇等の不利益な取扱いから保護されるかを明確化し、公益通報者の保護と国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図ることを目的とした法律。

2 公益通報とは

労働者・派遣労働者・退職者・役員・フリーランス等が不正の目的でなく勤務先や取引先における対象法律※1の刑事罰・過料の対象となる不正行為を通報すること

※1：国民の生命、身体、財産等の保護に関する法令（約500本）が対象

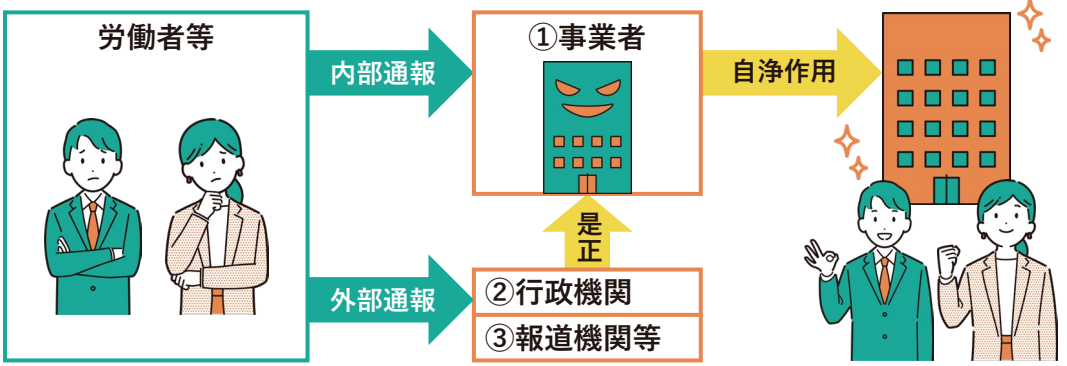
3 公益通報者の保護の内容

- 公益通報を理由とする解雇その他不利益な取扱いの禁止（公益通報を理由として労働者を解雇・懲戒をした者及び法人に対する刑事罰（個人：6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金、法人：3,000万円以下の罰金））
- 公益通報を理由とする事業者の損害賠償請求の制限
- 公益通報から1年以内の解雇・懲戒は公益通報を理由とするものと推定する（立証責任の転換）

事業者がとるべき措置の内容については、
法定指針（内閣府告示）で規定

4 通報先と保護の条件

- ① 事業者（内部通報（いわゆる1号通報）） 国・地方公共団体も含む
不正があると思料すること
- ② 行政機関（外部通報（いわゆる2号通報））
不正があると思料するに足りる相当の理由があること（例：目撃した又は証拠がある場合）又は不正があると思料し、氏名等を記載した書面を提出すること
- ③ 報道機関等（外部通報（いわゆる3号通報））
通報対象事実の発生・被害の拡大を防止するために必要であると認められる者
不正があると思料するに足りる相当の理由があること及び次のような事由があること（例：内部通報では不利益な取扱いを受けると信ずる相当な理由、生命・身体への危害や財産に多額の損害が発生すると信ずる相当な理由等）



5 事業者の体制整備義務

- 常時使用する労働者の数が300人超の事業者※2に対し、以下を義務付け
- ① 内部通報の受付・調査等の業務を担う従事者の指定
- ② 内部通報窓口の設置や内部規程の策定等、公益通報に適切に対応するための体制整備、労働者等に対する周知 等
- 従事者に対し、内部通報者を特定させる情報の守秘を義務付け（違反した場合には30万円以下の罰金）

※2：事業者には国・地方公共団体を含む。300人以下の事業者は努力義務

6 消費者庁の行政措置

- 従事者指定義務違反のある事業者には、報告徴収・立入検査、助言・指導、勧告、勧告に従わない場合の命令、命令をした場合の公表
- 上記事業者の虚偽報告・報告懈怠、検査の拒否、命令違反には罰金
- 従事者指定義務以外の体制整備について、事業者に対する報告徴収、助言・指導・勧告、勧告に従わない場合の公表

7 その他禁止事項

- 事業者が、正当な理由なく公益通報を妨害する行為の禁止
- 事業者が、正当な理由なく公益通報者を探索する行為の禁止

令和7年法改正に伴う法定指針（内閣府告示）改正（概要）

告示日：令和8年3月31日

施行日：令和8年12月1日

- 公益通報者保護法に基づき、事業者による適切かつ有効な公益通報対応の実施を図るため、事業者がとるべき措置について「指針」として規定（令和4年6月1日から適用）。
- 令和7年改正法に盛り込まれた①公益通報対応体制整備の徹底、②公益通報者の範囲拡大、③公益通報阻害要因への対処、④公益通報を理由とした不利益な取扱いの抑止等に対応して、それぞれ法定指針における関連規定の追加・明確化を行う。

法改正事項

1. 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上

- ・従事者の指定義務に関して、命令権限や立入検査権限の新設、命令違反時や検査拒否等における刑事罰の導入
- ・労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知

2. 公益通報者の範囲拡大

- ・通報者の範囲に以下のとおり追加
事業者と業務委託関係にあるフリーランス
業務委託関係が終了して1年以内のフリーランス

3. 公益通報を阻害する要因への対処

- ・正当な理由なく、公益通報を妨げる行為をすることを禁止
- ・正当な理由なく、公益通報者を特定することを目的とする行為を禁止

4. 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化

- ・通報後1年以内の解雇又は懲戒は公益通報を理由となされたものと推定（立証責任の転換）
- ・公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に直罰、法人に対する法定刑（罰金）の重科
- ・公益通報を理由とする一般職の国家公務員等に対する不利益な取扱いの禁止、分限免職又は懲戒処分をした者に直罰

法定指針（内閣府告示）反映事項

事業者が周知すべき事項（公益通報対応体制）の明確化

- 事業者が、労働者等に対して周知すべき、公益通報の対応体制の具体的事項として、受付窓口（連絡先等）、調査時等の利益相反の排除の措置、不利益な取扱いの防止措置、通報妨害・通報者探索の防止措置、調査への協力等を明確化

通報者の範囲拡大に伴う所要の対応

- フリーランスや業務委託関係が終了して1年以内のフリーランスに対しても、労働者等と同様に、受付窓口の周知を行うこととするなど、所要の記載を追加

事業者がとるべき防止措置の追加

- 従来から規定されている不利益な取扱いの防止に関する措置等に加え、通報妨害行為を防ぐための措置、通報者探索を防ぐための措置を追加

不利益な取扱いの対象の明確化

- 立証責任の転換や刑事罰の対象となる解雇や懲戒に加え、法で禁止される、公益通報を理由とする、その他の不利益な取扱いについて、例示（地位の得喪に関する事、人事上の取扱いに関する事、経済待遇上の取扱いに関する事、精神上生活上の取扱いに関する事）により明確化